

取引開始基準（個人のお客様）

フィリップ証券株式会社

当社は、次のいずれかに該当する方については商品先物取引不適格者とし、取引開始基準を満たさないものとします。

1. 商品先物取引をするために借入れをする方
2. 過去に商品先物取引事故を惹起した方、恣意的に紛議を多発した方、その他商品先物取引における秩序を乱すと思料される方
3. 損失が生ずるおそれのある取引を望まない方
4. 反社会的勢力と関係を有している方
5. 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害、知的障害、認知障害に該当する方
6. 生活保護法による保護を受けている世帯に属する方
7. 破産者で復権を得ない方

お客様が上記のいずれにも該当せず、以下の要件を満たす場合、口座開設申込および商品先物取引の開始をすることができます。

1. 国内に居住されている方
2. 年齢が満 20 歳以上 75 歳未満の方
3. インターネット環境が整っており、取引に支障なくパソコンを利用することができる方
4. 会話に支障なく、日本語でのコミュニケーションが可能な方
5. 電話および電子メールにより、常時連絡がとれる方
6. 証拠金取引等のいわゆるレバレッジ商品の取引経験を半年以上有する方
7. 商品取引所の定める受託契約準則および当社の定める各種規程、約款、ルール等に同意いただける方
8. 各商品の取引の特徴やリスクを十分理解し、自己の責任と判断において取引できる方
9. 取引に必要な個人情報をご提供できる方

なお、口座開設申込書及び本人確認書類等受入れ後、当社において口座開設審査を行うこととなります。審査の結果によっては口座開設のご希望に添えかねる場合がございますので予めご了承ください。

以上